

SMBC個人型プラン 日興iDeCoコース

運用商品ラインアップ

基本属性編



2025年6月18日現在

運用商品一覧①(商品の選択にあたっては、必ず1ページ以降の説明資料をご確認ください。)

<投資信託>

No	カテゴリー	運用手法	運用商品名	商品コード	信託報酬(税込)	信託財産留保額
1	バランス型 投信 (ライフ サイクル型 投信)	アクティブ型 (ターゲット イヤー)	ひとくふう ターゲット・デート・ファンド2035	02204	年0.3850%	なし
2			ひとくふう ターゲット・デート・ファンド2045	02202	年0.3850%	なし
3			ひとくふう ターゲット・デート・ファンド2055	02205	年0.3850%	なし
4			ひとくふう ターゲット・デート・ファンド2065	02207	年0.3850%	なし
5	バランス型 投信	アクティブ型	THEOベスト・バランス・ファンド	02219	年0.5445%	なし
6	国内株式型 投信	インデックス型	SMBC・DCインデックスファンド (日経225)	02199	年0.1540%	なし
7			三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	02200	年0.1540%	なし
8		アクティブ型 (その他)	ひふみ年金	02208	年0.8360%	なし
9		アクティブ型 (バリュアー)	大和住銀DC国内株式ファンド	02213	年1.0450%	なし
10		アクティブ型 (中小型)	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリパイプ<DC年金>	02212	年1.6500%	0.30% (売却時)
11	外国株式型 投信	インデックス型 (先進国)	SMBC・DCインデックスファンド (MSCIコクサイ)	02206	年0.1023%	なし
12			ひふみワールド年金	02218	年1.1000%	なし
13		アクティブ型	大和住銀DC海外株式アクティブファンド	02216	年1.7820%	なし
14			アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・ オポチュニティーズ(年金つみたて向け)	00040	年1.5950%	なし

商品の概要	運用会社 (商品提供機関)	売却順 ※1	※2	頁
国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。2035年をターゲット・デットとし、ターゲット・デットまでの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように投資比率を調整します。	三井住友DSアセット マネジメント	2	指定 商品	1
国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。2045年をターゲット・デットとし、ターゲット・デットまでの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように投資比率を調整します。	三井住友DSアセット マネジメント	3	指定 商品	5
国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。2055年をターゲット・デットとし、ターゲット・デットまでの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように投資比率を調整します。	三井住友DSアセット マネジメント	4	指定 商品	9
国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。2065年をターゲット・デットとし、ターゲット・デットまでの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように投資比率を調整します。	三井住友DSアセット マネジメント	5	指定 商品	13
主として世界の上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、グロース運用（株式中心）、インカム運用（債券中心）、インフレヘッジ運用（実物資産中心）を行う3つのマザーファンドに分散投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。資産形成層のお客様の嗜好を統計的に分析した結果（リターン選好度、リスク回避度、インカム選好度、インフレ・ヘッジ必要度を考慮）をもとに、資産配分を決定します。嗜好の分析においては、AIアシスト機能により下落リスクが高いと判断される市場においては、組入比率の変更を行い、市場下落の影響を低減することを目指します。組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いません。	お金のデザイン	7		17
マザーファンド受益証券を通じて、実質的に日本の株式に投資し、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。	三井住友DSアセット マネジメント	8		19
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。「東証株価指数」構成銘柄を主な投資対象とします。	三井住友DSアセット マネジメント	9		21
国内外の上場株式を主な投資対象とし、市場価値が割安と考えられる銘柄を選別して長期的に投資します。	レオス・ キャピタルワークス	10		23
投資成果が、ベンチマークを上回ることを目指すアクティブ型の投資信託です。わが国の株式を主な投資対象とし、株価の割安度等を重視し投資銘柄の選択を行います。	三井住友DSアセット マネジメント	11		25
投資成果が、信託財産の中長期的な成長を目指すアクティブ型の投資信託です。わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式を投資対象とし、過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、業績も安定しており、わが国の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に投資します。	SBIアセット マネジメント	12		27
マザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の株式等に投資することにより、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。	三井住友DSアセット マネジメント	13		29
受益者の長期的な資産形成に貢献するために、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみワールドマザーファンドの受益証券を通じて日本を除く世界各国の株式等に投資することにより積極運用を行ないます。	レオス・ キャピタルワークス	14		32
投資成果が、ベンチマークを上回ることを目指すアクティブ型の投資信託です。世界各国の株式を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友DSアセット マネジメント	15		34
投資成果が、ベンチマークを上回ることを目指すアクティブ型の投資信託です。わが国を含む先進国の株式を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	アライアンス・ バーンスタイン	16		37

運用商品一覧②(商品の選択にあたっては、必ず1ページ以降の説明資料をご確認ください。)

<投資信託>

No	カテゴリー	運用手法	運用商品名	商品コード	信託報酬(税込)	信託財産留保額
15	外国株式型 投信	インデックス型 (先進国)	SMBC・DCインデックスファンド (S&P500)	02203	年0.0968%	なし
16			iFree NYダウ・インデックス	02166	年0.2475%	なし
17			iFreeNEXT NASDAQ100インデックス	02165	年0.4950%	なし
18		アクティブ型 (米州)	MFS米国中型成長株式ファンド(為替ヘッジなし)	02214	実質 年1.8150% 程度	なし
19		アクティブ型 (欧州)	フィデリティ・欧州株・ファンド	02211	年1.6500%	なし
20		インデックス型 (新興国)	eMAXIS Slim 新興国株式インデックス	02209	年0.1518%以内	なし
21		アクティブ型 (新興国)	DCニュー・チャイナ・ファンド	01512	年1.8700%	なし
22		アクティブ型	SBI・UTIインドファンド	02210	実質 年1.8540% 程度	0.3%(売却時)
23	国内債券型 投信	インデックス型	三井住友DS・国内債券インデックス年金ファンド	02201	年0.1320%	なし
24	外国債券型 投信	インデックス型 (主要国)	三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	02198	年0.1540%	なし
25		インデックス型 (新興国)	野村新興国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	02197	年0.2750%	なし
26	その他の 投資信託	インデックス型 (国内REIT)	三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	02125	年0.1870%	なし
27		インデックス型 (外国REIT)	三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	02124	年0.2200%	なし
28		インデックス型	SMTゴールドインデックス・オープン (為替ヘッジあり)	02215	実質 年0.6750% 程度	なし

<元本確保型商品>

No	カテゴリー	運用商品名	商品コード	中途解約の取扱い
29	預金	三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年)	01493	中途解約利率が適用されます。元本を下回ることはありません。

商品の概要	運用会社 (商品提供機関)	売却順 ※1	※2	頁
マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場している株式の中から、S & P 500インデックスに採用されている銘柄を中心に投資し、S & P 500インデックス(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。	三井住友DSアセット マネジメント	17		39
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。米国の株式を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	大和アセットマネジメント	18		42
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。米国の株式を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	大和アセットマネジメント	19		45
主として米国の取引所に上場している中型株式等に投資を行います。主に提供する商品・サービス等の価格決定力とフリーキャッシュフローの成長力を備えながら、市場で企業価値が過小評価されていると判断した企業の株式に投資します。実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。	三井住友DSアセット マネジメント	20		48
英国および欧州大陸の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。個別企業分析により、優良企業を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行います。個別企業分析にあたっては、欧州および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。株式組入率は原則として高位を維持します。原則として外貨建資産の為替ヘッジは行いません。ファミリーファンド方式により運用を行います。	フィデリティ投信	21		50
新興国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。原則として、為替ヘッジは行いません。	三菱UFJアセット マネジメント	22		52
中国国内で事業展開している企業の株式を主な投資対象とします。MSCIチャイナフリーインデックス(円ベース)を参考指数としています。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友DSアセット マネジメント	23		55
主として、インドの金融商品取引所に上場している株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジは行いません。	SBIアセット マネジメント	24		58
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。わが国の公社債を主な投資対象とします。	三井住友DSアセット マネジメント	25		60
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。外国の公社債を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友DSアセット マネジメント	26		62
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。新興国の公社債を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	野村アセットマネジメント	27		65
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。わが国の不動産投信を主な投資対象とします。	三井住友DSアセット マネジメント	28		67
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。日本を除く世界各国の不動産投信を主な投資対象とします。	三井住友DSアセット マネジメント	29		69
投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。金現物に投資する上場投資信託証券を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。原則として、為替ヘッジを行います。LBMA金価格(円ヘッジベース)に連動する投資成果を目指します。	三井住友トラスト・ アセットマネジメント	30		72

商品の概要	運用会社 (商品提供機関)	売却順 ※1	※2	頁
10年満期の(固定金利)自動継続定期預金です。約定金利は市場金利の動向に応じて毎日決定します。	三井住友銀行	1		77

注釈

運用商品選定理由説明書を本資料に提示しております。

※1 運営管理業務委託手数料等が個人負担で個人別管理資産から充当する場合等、この順位にしたがい売却を行います（ただし、規約で定める未指図資産がある場合は、未指図資産から売却します）。

※2 規約で指定運用方法が定められている場合、当該指定運用方法に「指定商品」と表示しています。「ターゲット・イヤー・ファンド」が指定商品として指定されている場合は、お客さまの生年月日に応じた商品が自動的に購入されます。規約で除外商品が定められている場合、当該除外商品に「購入不可」と表示しています。

※3 運用商品説明資料の中には、太字・下線・ロゴの使用等により強調されているものもありますが、特定の商品を推奨するためのものではありませんのでご注意ください。なお、詳細な内容は各運用会社の最新の目論見書をご確認ください。

運営管理機関 受託体制のご案内

下表の受託体制にて、各種サービスをご提供してまいります。

運営管理業務		受託体制
運用関連	運用商品の選定・提示	株式会社三井住友銀行
	運用商品の情報提供	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社に再委託
記録関連		株式会社三井住友銀行 ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社
		日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社に再委託

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 愛称「ひとくふうTDF2035」

投資信託協会分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 当ファンドは、各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ・ひとくふう日本株式マザーファンド
 - ・ひとくふう先進国株式マザーファンド
 - ・キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
 - ・キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
- ※投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。
- ② 各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、ターゲット・デート(2035年の決算日)までの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように調整します。
- 投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。
 - 市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。
- ※投資比率の決定にあたっては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティングからの投資助言を活用します。

- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

＜各マザーファンドの投資方針＞

ひとくふう日本株式マザーファンド
わが国の株式の中から、原則としてJPX日経インデックス400*の構成銘柄を投資対象とします。

ひとくふう先進国株式マザーファンド
先進国の株式の中から、原則としてMSCIコクサイ・インデックス*の構成銘柄を投資対象とします。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
原則としてFTSE世界国債インデックス*採用国の国債から、為替ヘッジ後の期待収益の高い国債を抽出します。

*各マザーファンドのベンチマークではありません。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

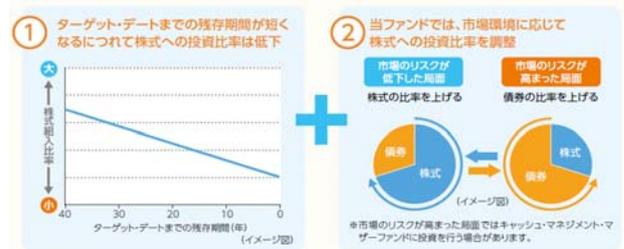
円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

＜ターゲット・デート・ファンドとは＞

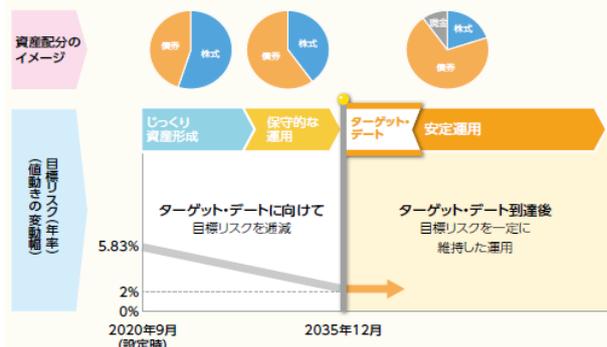
■ターゲット・デート・ファンドとは、退職時期などあらかじめ設定した時期(ターゲット・デート)に向けて、運用会社がポートフォリオの最適配分を決め、徐々に安定的な運用に切り替えていくファンドです。

■債券に比べて値動きの変動が大きい株式の比率を時間の経過とともに小さくすることに加えて、当ファンドでは、ポートフォリオのリスク水準に着目し、市場環境の変化に応じて投資比率を機動的に調整することで、市場下落局面の損失の抑制を図ります。



＜資産配分のイメージおよび目標リスクの推移＞

▶ひとくふうTDF2035



※上記の資産配分の円グラフはイメージであり、実際の配分とは異なります。また、ファンドの基準価額の値動きの変動幅(年率標準偏差)が、目標リスク(年率)の範囲に収まるとは限りません。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 愛称「ひとくふうTDF2035」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

ひとくふう日本株式マザーファンド
ひとくふう先進国株式マザーファンド
キャリーエンハンスド・グローバル債券マザーファンド
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

3. 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2020年9月23日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年0.385% (税抜き 0.35%)
内訳: 委託会社 年0.16% (税抜き)
販売会社 年0.16% (税抜き)
受託会社 年0.03% (税抜き)

10. 信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回(原則として12月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

- ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所または英国証券取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
- 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注: 解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 愛称「ひとくふうTDF2035」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

ファンドは外貨建資産について、原則として株式部分については為替ヘッジは行わず、債券部分については対円での為替ヘッジを行います。為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

⑤ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 愛称「ひとくふうTDF2035」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦ 資産配分に関する留意点

当ファンドでは、時間の経過とともにリスク性資産の組入比率を逡減させる一般的なターゲット・デート・ファンドとは異なり、時間の経過とともにポートフォリオの目標リスクを逡減させます。そのため、市場動向によっては一般的なターゲット・デート・ファンドと比べて基準価額が下落する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 愛称「ひとくふうTDF2045」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- ① 当ファンドは、各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ・ひとくふう日本株式マザーファンド
 - ・ひとくふう先進国株式マザーファンド
 - ・キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
 - ・キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
- ※投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。
- ② 各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、ターゲット・デート(2045年の決算日)までの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように調整します。
- 投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。
 - 市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。
- ※投資比率の決定にあたっては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティングからの投資助言を活用します。

- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

＜各マザーファンドの投資方針＞

ひとくふう日本株式マザーファンド
わが国の株式の中から、原則としてJPX日経インデックス400*の構成銘柄を投資対象とします。

ひとくふう先進国株式マザーファンド
先進国の株式の中から、原則としてMSCIコクサイ・インデックス*の構成銘柄を投資対象とします。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
原則としてFTSE世界国債インデックス*採用国の国債から、為替ヘッジ後の期待収益の高い国債を抽出します。

*各マザーファンドのベンチマークではありません。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

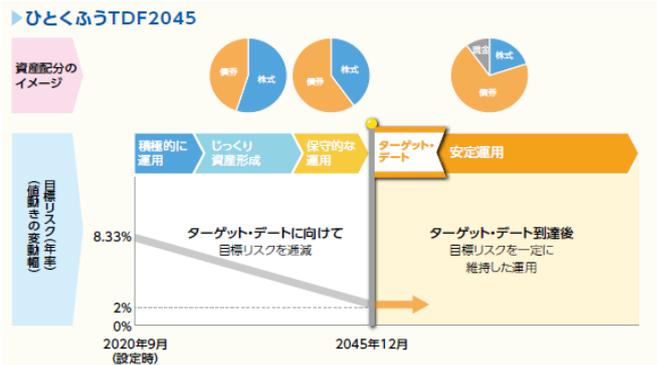
＜ターゲット・デート・ファンドとは＞

■ターゲット・デート・ファンドとは、退職時期などあらかじめ設定した時期(ターゲット・デート)に向けて、運用会社がポートフォリオの最適配分を決め、徐々に安定的な運用に切り替えていくファンドです。

■債券に比べて値動きの変動が大きい株式の比率を時間の経過とともに小さくすることに加えて、当ファンドでは、ポートフォリオのリスク水準に着目し、市場環境の変化に応じて投資比率を機動的に調整することで、市場下落局面の損失の抑制を図ります。



＜資産配分のイメージおよび目標リスクの推移＞



※上記の資産配分の円グラフはイメージであり、実際の配分とは異なります。また、ファンドの基準価額の値動きの変動幅(年率標準偏差)が、目標リスク(年率)の範囲に収まるとは限りません。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 愛称「ひとくふうTDF2045」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

ひとくふう日本株式マザーファンド
ひとくふう先進国株式マザーファンド
キャリーエンハンスド・グローバル債券マザーファンド
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

3. 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2020年9月23日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年0.385% (税抜き 0.35%)
内訳: 委託会社 年0.16% (税抜き)
販売会社 年0.16% (税抜き)
受託会社 年0.03% (税抜き)

10. 信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回(原則として12月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

- ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所または英国証券取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
- 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数
注: 解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 愛称「ひとくふうTDF2045」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

ファンドは外貨建資産について、原則として株式部分については為替ヘッジは行わず、債券部分については対円での為替ヘッジを行います。為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

⑤ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045 愛称「ひとくふうTDF2045」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦ 資産配分に関する留意点

当ファンドでは、時間の経過とともにリスク性資産の組入比率を逡減させる一般的なターゲット・デット・ファンドとは異なり、時間の経過とともにポートフォリオの目標リスクを逡減させます。そのため、市場動向によっては一般的なターゲット・デット・ファンドと比べて基準価額が下落する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 愛称「ひとくふうTDF2055」

投資信託協会分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 当ファンドは、各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ・ひとくふう日本株式マザーファンド
 - ・ひとくふう先進国株式マザーファンド
 - ・キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
 - ・キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
- ※投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。
- ② 各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、ターゲット・デート(2055年の決算日)までの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように調整します。
- 投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。
 - 市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。
- ※投資比率の決定にあたっては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティングからの投資助言を活用します。

- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

＜各マザーファンドの投資方針＞

ひとくふう日本株式マザーファンド
わが国の株式の中から、原則としてJPX日経インデックス400*の構成銘柄を投資対象とします。

ひとくふう先進国株式マザーファンド
先進国の株式の中から、原則としてMSCIコクサイ・インデックス*の構成銘柄を投資対象とします。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
原則としてFTSE世界国債インデックス*採用国の国債から、為替ヘッジ後の期待収益の高い国債を抽出します。

*各マザーファンドのベンチマークではありません。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

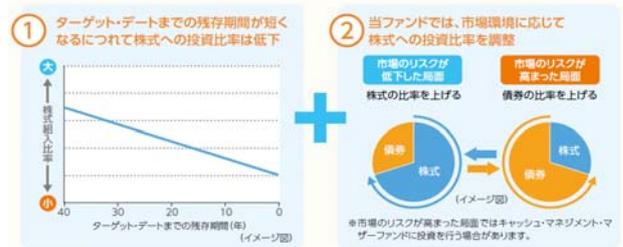
円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

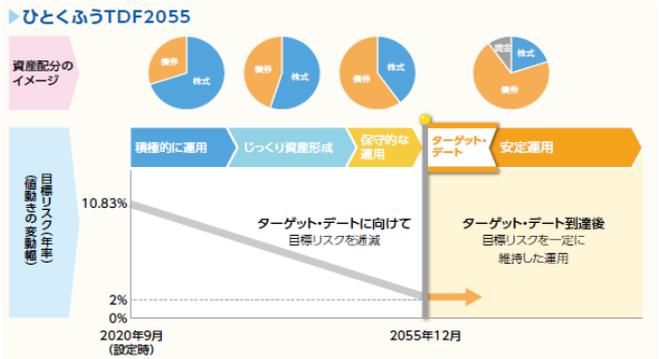
＜ターゲット・デート・ファンドとは＞

■ターゲット・デート・ファンドとは、退職時期などあらかじめ設定した時期(ターゲット・デート)に向けて、運用会社がポートフォリオの最適配分を決め、徐々に安定的な運用に切り替えていくファンドです。

■債券に比べて値動きの変動が大きい株式の比率を時間の経過とともに小さくすることに加えて、当ファンドでは、ポートフォリオのリスク水準に着目し、市場環境の変化に応じて投資比率を機動的に調整することで、市場下落局面の損失の抑制を図ります。



＜資産配分のイメージおよび目標リスクの推移＞



※上記の資産配分の円グラフはイメージであり、実際の配分とは異なります。また、ファンドの基準価額の値動きの変動幅(年率標準偏差)が、目標リスク(年率)の範囲に収まるとは限りません。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 愛称「ひとくふうTDF2055」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

ひとくふう日本株式マザーファンド
ひとくふう先進国株式マザーファンド
キャリアエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

3. 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2020年9月23日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年0.385% (税抜き 0.35%)
内訳: 委託会社 年0.16% (税抜き)
販売会社 年0.16% (税抜き)
受託会社 年0.03% (税抜き)

10. 信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回(原則として12月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

- ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所または英国証券取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
- 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 愛称「ひとくふうTDF2055」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

ファンドは外貨建資産について、原則として株式部分については為替ヘッジは行わず、債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

⑤ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 愛称「ひとくふうTDF2055」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦ 資産配分に関する留意点

当ファンドでは、時間の経過とともにリスク性資産の組入比率を逡減させる一般的なターゲット・デート・ファンドとは異なり、時間の経過とともにポートフォリオの目標リスクを逡減させます。そのため、市場動向によっては一般的なターゲット・デート・ファンドと比べて基準価額が下落する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 愛称「ひとくふうTDF2065」

投資信託協会分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 当ファンドは、各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ・ひとくふう日本株式マザーファンド
 - ・ひとくふう先進国株式マザーファンド
 - ・キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
 - ・キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
- ※投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。
- ② 各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、ターゲット・デート(2065年の決算日)までの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように調整します。
- 投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。
 - 市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。
- ※投資比率の決定にあたっては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティングからの投資助言を活用します。

- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

＜各マザーファンドの投資方針＞

ひとくふう日本株式マザーファンド
わが国の株式の中から、原則としてJPX日経インデックス400*の構成銘柄を投資対象とします。

ひとくふう先進国株式マザーファンド
先進国の株式の中から、原則としてMSCIコクサイ・インデックス*の構成銘柄を投資対象とします。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
原則としてFTSE世界国債インデックス*採用国の国債から、為替ヘッジ後の期待収益の高い国債を抽出します。

*各マザーファンドのベンチマークではありません。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

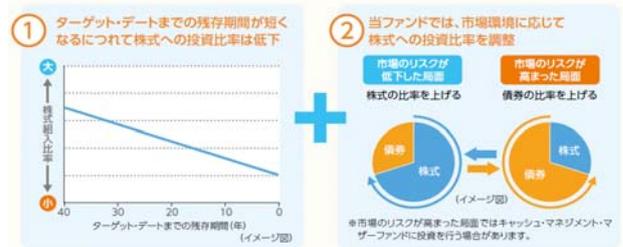
円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

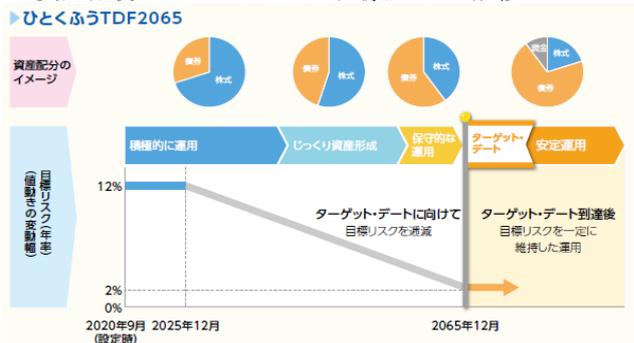
＜ターゲット・デート・ファンドとは＞

■ターゲット・デート・ファンドとは、退職時期などあらかじめ設定した時期(ターゲット・デート)に向けて、運用会社がポートフォリオの最適配分を決め、徐々に安定的な運用に切り替えていくファンドです。

■債券に比べて値動きの変動が大きい株式の比率を時間の経過とともに小さくすることに加えて、当ファンドでは、ポートフォリオのリスク水準に着目し、市場環境の変化に応じて投資比率を機動的に調整することで、市場下落局面の損失の抑制を図ります。



＜資産配分のイメージおよび目標リスクの推移＞



※上記の資産配分の円グラフはイメージであり、実際の配分とは異なります。また、ファンドの基準価額の値動きの変動幅(年率標準偏差)が、目標リスク(年率)の範囲に収まるとは限りません。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 愛称「ひとくふうTDF2065」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

ひとくふう日本株式マザーファンド
ひとくふう先進国株式マザーファンド
キャリーエンハンスド・グローバル債券マザーファンド
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

3. 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2020年9月23日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年0.385% (税抜き 0.35%)
内訳: 委託会社 年0.16% (税抜き)
販売会社 年0.16% (税抜き)
受託会社 年0.03% (税抜き)

10. 信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回(原則として12月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

- ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所または英国証券取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
- 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注: 解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 愛称「ひとくふうTDF2065」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

ファンドは外貨建資産について、原則として株式部分については為替ヘッジは行わず、債券部分については対円での為替ヘッジを行います。為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

⑤ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 愛称「ひとくふうTDF2065」

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦ 資産配分に関する留意点

当ファンドでは、時間の経過とともにリスク性資産の組入比率を逡減させる一般的なターゲット・デート・ファンドとは異なり、時間の経過とともにポートフォリオの目標リスクを逡減させます。そのため、市場動向によっては一般的なターゲット・デート・ファンドと比べて基準価額が下落する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

THEOベスト・バランス・ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

主として世界の上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて、グロース運用(株式中心)、インカム運用(債券中心)、インフレヘッジ運用(実物資産中心)を行う3つのマザーファンドに分散投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。資産形成層のお客様の嗜好を統計的に分析した結果(リターン選好度、リスク回避度、インカム選好度、インフレ・ヘッジ必要度を考慮)をもとに、資産配分を決定します。AIアシスト機能により下落リスクが高いと判断される市場においては、組入比率の変更を行い、市場下落の影響を低減することを目指します。組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いません。

2. 主要投資対象

THEOグロース・マザーファンド(世界の株式中心) 受益証券
THEOインカム・マザーファンド(世界の債券中心) 受益証券
THEOリアルアセット・マザーファンド(世界の実物資産中心) 受益証券

(マザーファンドは、世界の上場投資信託証券(ETF)を主要投資対象とします。)

3. 主な投資制限

各マザーファンド受益証券への投資割合には制限は設けません。上場投資信託証券(ETF)等への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。また、マザーファンドを通じて投資する投資信託証券(ETF)におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限りです。株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとします。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2021年10月29日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき等には繰上償還を行う場合があります。

8. 決算日

毎年1月31日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.5445%(税抜0.495%)
内訳: 委託会社年0.26125%(税抜0.2375%)、
販売会社年0.26125%(税抜0.2375%)、
受託会社年0.022%(税抜0.02%)

10. 信託報酬以外のコスト

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が、信託財産より支払われます。法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回の決算時(原則として1月31日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、証券取引法に基づく開示資料ではありません。■「THEOベスト・バランス・ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

THEOベスト・バランス・ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

17. お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日には、購入・換金のお申込みは受付できません。ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込み受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)の申込みの受付を取消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注: 解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

株式会社お金のデザイン
(信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。)

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドでは実質的に上場投資信託証券(ETF)等に投資します。上場投資信託証券(ETF)等の価格は一般に大きく変動します。有価証券等の市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

2. 為替リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

3. 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する上場投資信託証券(ETF)等に組入れられている有価証券等の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、上場投資信託証券(ETF)等の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

4. 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却又は取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■当資料は、証券取引法に基づく開示資料ではありません。■「THEOベスト・バランス・ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド(日経225)

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 225マザーファンドへの投資を通じて、日本の取引所に上場している株式等に投資します。
■ 株価指数先物取引等を利用することがあります。

② 日経平均トータルリターン・インデックス*の動きに連動する投資成果を目指します。

* 配当込みの日経平均株価(日経225)の値動きを示す指数です。

2.主要投資対象

225マザーファンド

3.主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、先物取引を含めた実質投資比率は、信託財産の純資産総額の110%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

日経平均トータルリターン・インデックス

5.信託設定日

2020年7月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.154%(税抜き0.14%)
内訳: 委託会社 年0.06%(税抜き)
販売会社 年0.06%(税抜き)
受託会社 年0.02%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として11月10日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(日経225)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド(日経225)

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入る有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入る有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑥ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当とする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(日経225)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- ① 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)への投資を通じて、TOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資します。
- ② TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指します。

2. 主要投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

3. 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。

4. ベンチマーク

TOPIX(東証株価指数、配当込み)

5. 信託設定日

2019年6月28日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年0.154%(税抜き0.14%)
 内訳: 委託会社 年0.06%(税抜き)
 販売会社 年0.06%(税抜き)
 受託会社 年0.02%(税抜き)

10. 信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回(原則として11月30日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注: 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

- ① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ② 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑥ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひふみ年金

投資信託協会分類：追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンドの受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行いません。

2.主要投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)に投資するひふみ投信マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2016年10月3日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

8.決算日

毎年9月30日(ただし、9月30日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.8360%(税抜 0.76%)
内訳：委託会社 年0.3905%(税抜 0.355%)
販売会社 年0.3905%(税抜 0.355%)
受託会社 年0.0550%(税抜 0.05%)

10.信託報酬以外のコスト

[監査費用]

信託財産の純資産総額に対して年0.0055%(税抜0.005%)の率を乗じて得た額(なお、上限を年間88万円(税抜80万円)とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。)。日々計算されて、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

[その他費用・手数料]

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(それにかかる消費税)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息など。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひふみ年金」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

ひふみ年金

投資信託協会分類：追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

当ファンドは、国内外の株式などの値動きのある証券等に投資するため、その基準価額は変動します。したがって、お客様(受益者)の投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客様(受益者)に帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

21.持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

レオス・キャピタルワークス株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

[株価変動リスク]

○当ファンドは、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。

[流動性リスク]

○有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行なえない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

[信用リスク]

○有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

[為替変動リスクおよびカントリーリスク]

○外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、当ファンドの基準価額が大きく変動するリスクがあります。

[資産の流出によるリスク]

○一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならぬことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

○投資対象とする「ひふみ投信マザーファンド」において、当ファンド以外のペビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

《その他の留意点》

○市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

○コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ひふみ年金」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

大和住銀DC国内株式ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 年金日本株式マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル価値比割安性(バリュー)を重視し、収益性・成長性を勘案したアクティブ運用により、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 組織運用による銘柄選定、業種別・規模別配分等を行います。
- TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

2.主要投資対象

年金日本株式マザーファンド受益証券
(マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

TOPIX(東証株価指数、配当込み)

5.信託設定日

2006年10月23日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、5億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年1月27日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.045%(税抜0.95%)
内訳: 委託会社 年率0.52%(税抜)
販売会社 年率0.38%(税抜)
受託会社 年率0.05%(税抜)

10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費(監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産中から支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として1月27日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC国内株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

大和住銀DC国内株式ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑥ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC国内株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金> 愛称:jrevive<DC年金>

投資信託協会分類: 追加型株式投資信託/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ・中小型割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
- ・株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。
- ・組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、a. 株価水準、b. 財務安定性、c. 短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、d. 企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。
- ・エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

2.主要投資対象

中小型割安成長株・マザーファンド受益証券(マザーファンドは、我が国の金融商品取引市場に上場する中小型株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。等

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2016年4月21日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年4月10日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.65%(税抜:年1.5%)
内訳: 委託会社年0.946%(税抜:年0.86%)、
販売会社年0.649%(税抜:年0.59%)、
受託会社年0.055%(税抜:年0.05%)

10.信託報酬以外のコスト

- ・組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等ファンドから都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了の時に支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額。

15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額に0.3%を乗じた額

16.収益分配

年1回の決算時(原則として4月10日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金> 愛称:jrevive<DC年金>

投資信託協会分類: 追加型株式投資信託/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

SBIアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 株価変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

2. 流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

3. 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 外国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国・地域の株式等に投資します。
■先物取引およびオプション取引等を利用することがあります。
- ② MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
■基準価額は為替変動の影響を受けます。

2.主要投資対象

外国株式インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

5.信託設定日

2020年7月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.1023%(税抜き0.093%)
内訳:委託会社 年0.0365%(税抜き)
販売会社 年0.0365%(税抜き)
受託会社 年0.02%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として11月30日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

- ① ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入・換金の申込みを受け付けません。
- ② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書に関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑥ 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入る有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入る有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当とする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ひふみワールド年金

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

受益者の長期的な資産形成に貢献するために、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみワールドマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を通じて日本を除く世界各国の株式等に投資することにより積極運用を行ないます。

2.主要投資対象

日本を除く世界各国の株式等に投資するマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2021年9月24日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

8.決算日

毎年2月15日(ただし、2月15日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.100%(税抜 年率1.000%)を乗じて得た額

内訳:

委託会社 年率0.539%(税抜 年率0.490%)

販売会社 年率0.539%(税抜 年率0.490%)

受託会社 年率0.022%(税抜 年率0.020%)

10.信託報酬以外のコスト

[その他費用・手数料]

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(それにかかる消費税等)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用(監査費用)およびそれにかかる消費税等、受託会社の立て替えた立替金の利息など。監査費用は日々計算されて毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

販売会社が定める料率とします。

14.ご解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。「ひふみワールド年金」は、分配金再投資専用のため、収益分配金は自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託のお取引は、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じることとなるおそれがあり、基準価額の下落により元本欠損が生じる可能性があります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なります。■当資料は、レオス・キャピタルワークス株式会社が信頼できると判断した情報に基づき運営管理機関によって作成されておりますが、内容の正確性・完全性を保証するものではなく、また記載されている内容は予告なく変更される場合があります。

ひふみワールド年金

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の場合には、購入・換金のお申込受付は行いません。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

当ファンドは、マザーファンドを通じて株式など値動きのある証券(外国の証券には為替リスクもあります。)に投資いたしますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。委託会社の運用により生じたこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客様(受益者)に帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

21.持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

レオス・キャピタルワークス株式会社
(ファンドの運用の指図を行いません。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行いません。)

24.基準価額の主な変動要因等

〔価格変動リスク〕

○国内外の株式や公社債を実質的な主要投資対象とする場合、一般に株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は発行体の信用力の変動、市場金利の変動等を受けて変動するため、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

〔流動性リスク〕

○有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性のもとでの取引が行えない、あるいは不利な条件で取引を強いられ、または取引が不可能となる場合があります。これにより、当該有価証券等を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

〔信用リスク〕

○有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または払戻や償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となるおそれがあります。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

〔為替変動リスク〕

○外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

〔カントリーリスク(エマージング市場に関わるリスク)〕

○当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、有価証券等の価格が大きく変動するリスクがあります。エマージング市場(新興国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券等の価格変動が大きくなる場合があります。

〈その他の留意点〉

○ファンドの流動性リスクに関する事項

一時に多額の解約があり資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならない場合や、取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が低下し損失を被る可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

○投資対象とするマザーファンドにおいて、「ひふみワールド年金」以外のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、「ひふみワールド年金」の基準価額に影響を及ぼす場合があります。

○市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

○コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託のお取引は、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じることとなるおそれがあり、基準価額の下落により元本欠損が生じる可能性があります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なります。■当資料は、レオス・キャピタルワークス株式会社が信頼できると判断した情報に基づいて運営管理機関によって作成されておりますが、内容の正確性・完全性を保証するものではなく、また記載されている内容は予告なく変更される場合があります。

大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類：追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① インターナショナル株式マザーファンドへの投資を通じて、海外の株式へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ② MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)*をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国以外の国の株式へ投資を行うこともあります。
*米ドルベースのMSCIコクサイ・インデックス(配当込み)を委託会社が円換算したものです。
- ③ ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの運用ノウハウを活用します。
■マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を
ティール・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
へ委託します。
- ④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

インターナショナル株式マザーファンド受益証券
(マザーファンドは、海外の株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

5.信託設定日

2006年12月15日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年12月14日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して 年率1.782% (税抜 1.62%)

内訳：委託会社 年率0.87% (税抜)

販売会社 年率0.69% (税抜)

受託会社 年率0.06% (税抜)

マザーファンドの投資顧問会社(ティール・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク)への報酬は、委託会社の報酬から支弁されます。

10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費(監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産中から支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類：追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として12月14日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

- ① 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
- ② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

- ① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ② 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 為替変動リスク
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けません。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
- ④ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ(年金つみたて向け)

追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。運用はファミリーファンド方式により行います。

2.主要投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券(マザーファンドは、世界各国(日本を含む)の株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

4.ベンチマーク

MSCIワールド・インデックス(配当金込み、円ベース)

5.信託設定日

2001年11月26日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託元本が10億円を下回るなどの事由が生じたときには、受託会社と合意の上信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

8.決算日

毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.595%
(税抜年1.45%)

内訳(税抜): 委託会社0.70%、受託会社0.05%、販売会社0.70%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に係る監査報酬および監査報酬に係る消費税等相当金額、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産中から支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

決算時(原則として毎年7月20日)に収益分配方針に基づいて分配します。収益分配金は原則として再投資されます。

17.申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得および解約のお申し込みはできません。証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の解約申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。投資信託が組入れた資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、アライアンス・バーンスタイン株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の運用成果等を保証・約束するものではありません。■当資料で使用している指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は指数の開発元もしくは公表元に帰属します。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ(年金つみたて向け)

追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：基準価額・解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社(信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。)

23.投資顧問会社

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図(除く国内余剰資金の運用の指図)を行います。)

なお、マザーファンドについては、投資顧問会社が自ら運用を行う他に、以下の副投資顧問会社に運用の指図に関する権限の一部を再委託しております。

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

24.受託会社

三井住友信託銀行株式会社(信託財産の管理業務等を行います。)

25.基準価額の主な変動要因等

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドの受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額の主な変動要因は、以下の通りです。

① 株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

② 為替変動リスク

実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

③ 信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

④ カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

⑤ 流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

⑥ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。投資信託が組入れた資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、アライアンス・バーンスタイン株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の運用成果等を保証・約束するものではありません。■当資料で使用している指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は指数の開発元もしくは公表元に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 米国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、米国の取引所に上場している株式等に投資します。
■先物取引およびオプション取引、上場投資信託等を利用することがあります。
- ② S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
■基準価額は為替変動の影響を受けます。

2.主要投資対象

米国株式インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース)

5.信託設定日

2020年7月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.0968%(税抜き0.088%)
内訳:委託会社 年0.034%(税抜き)
販売会社 年0.034%(税抜き)
受託会社 年0.02%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として11月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

- ① ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入・換金の申込みを受け付けません。
- ② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

- ⑥ 対象インデックスの動きと連動しない要因
 ファンドは、S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。
- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
 - ・追加設定・一部解約により組入る有価証券の売買のタイミング差が生じること
 - ・インデックス構成銘柄と組入る有価証券との誤差が影響すること
 - ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること
- ⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点
 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ⑧ 換金制限等に関する留意点
 ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属しません。

iFree NYダウ・インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

イ、主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)(*)に投資し、投資成果をダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
*効率性の観点から米国株式の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。

ロ、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ハ、マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ニ、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ、安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。

(a) 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

(b) 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的

(c) 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

・NYダウ・インデックス・マザーファンドの投資方針

イ、主として、米国の株式(*)に投資し、投資成果をダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
*効率性の観点から米国株式の指数との連動をめざすETFに投資する場合があります。

ロ、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※当初設定日後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

*「ダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、円ベース)」は税引後配当込み指数を使用しています。

2.主要投資対象

NYダウ・インデックス・マザーファンドの受益証券
※NYダウ・インデックス・マザーファンドは、次の有価証券を主要投資対象とします。

(a) 米国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)

(b) 米国の企業のDR

(c) 米国株式の指数との連動をめざすETF

3.主な投資制限

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

ダウ・ジョーンズ工業株価平均(税引後配当込み、円ベース)

5.信託設定日

2016年9月8日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、円ベース)が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年9月7日(休業日の場合翌営業日)

9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.2475%(税抜0.225%)
内訳: 委託会社 年率0.132%(税抜0.12%)
販売会社 年率0.088%(税抜0.08%)
受託会社 年率0.0275%(税抜0.025%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。
委託会社: ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社: 運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社: 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社(信託)できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ダウ・ジョーンズ工業株価平均(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

iFree NYダウ・インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

(※)「運用管理費用(信託報酬)以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年9月7日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益配分方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受付は行ないません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受けた購入の申込みを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱できない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損失はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

大和アセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行ないます)

24.基準価額の主な変動要因等

<価額変動リスク>

当ファンドは、株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいませよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ダウ・ジョーンズ工業株価平均(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

iFree NYダウ・インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当とするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当期期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指数先物およびETF(上場投資信託証券)と指数の動きの不一致(先物およびETF(上場投資信託証券)を利用した場合)
- ・株式および株価指数先物取引およびETF(上場投資信託証券)の最低取引単位の影響
- ・株式および株価指数先物取引およびETF(上場投資信託証券)の流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ダウ・ジョーンズ工業株価平均(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

iFreeNEXT NASDAQ100インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、投資成果をNASDAQ100指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
 ※効率性の観点から米国株式の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
 ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
 ハ. マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
 ニ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
 ホ. デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

・NASDAQ100インデックス・マザーファンドの投資方針

イ. 主として、米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、投資成果をNASDAQ100指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
 ※効率性の観点から米国株式の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
 ロ. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
 ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

*「NASDAQ100指数(配当込み、円ベース)」は税引後配当込み指数を使用しています。

2.主要投資対象

NASDAQ100インデックス・マザーファンドの受益証券
 ※NASDAQ100インデックス・マザーファンドは、次の有価証券を主要投資対象とします。
 (a) 米国の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および店頭登録予定を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)
 (b) 株価指数先物取引
 (c) 米国株式の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)

3.主な投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

NASDAQ100指数(税引後配当込み、円ベース)

5.信託設定日

2018年8月31日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、NASDAQ100指数(配当込み、円ベース)が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年8月30日(休業日の場合翌営業日)

9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.495%(税抜0.45%)
 内訳: 委託会社 年率0.2365%(税抜0.215%)
 販売会社 年率0.2365%(税抜0.215%)
 受託会社 年率0.022%(税抜0.02%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社: ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
 販売会社: 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
 受託会社: 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
 - ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
 - ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
- (※)「運用管理費用(信託報酬)以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

iFreeNEXT NASDAQ100インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年8月30日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

ナスダック(米国)またはニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受け付けは行ないません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱できない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

大和アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

23.受託会社

株式会社りそな銀行
(信託財産の保管・管理を行ないます)

24.基準価額の主な変動要因等

<価額変動リスク>

当ファンドは、株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいませよう、よろしく願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証券等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

iFreeNEXT NASDAQ100インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

※基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、NASDAQ100指数(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指数先物およびETFと指数の動きの不一致(先物およびETFを利用した場合)
- ・株式、株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- ・株式、株価指数先物およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

■指数について■

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社(以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。)によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Indexの一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行いません。株式会社と大和アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ-100 Indexの登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Indexの使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Indexの決定、構築および計算に関し、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与していません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。

株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつNASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

MFS米国中型成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場している中型株式等に投資を行います。
 - a. 主に提供する商品・サービス等の価格決定力とフリーキャッシュフローの成長力を備えながら、市場で企業価値が過小評価されていると判断した企業の株式に投資します。
 - b. 中型株式とは、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー(MFS)が中型と判断した企業の株式を指します。また、大型株式や米国以外の株式を保有する場合があります。
- ② 実質的な運用は、長期運用の実績を持つマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー(MFS)が行います。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

2.主要投資対象

MFS米国中型グロース株ファンド(為替ヘッジなし)
(適格機関投資家専用)

3.主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2021年2月10日

6.信託期間

2031年1月27日まで

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

- ① 当ファンド
純資産総額に対して年1.133%(税抜き1.03%)
内訳：委託会社 年0.3%(税抜き)
販売会社 年0.7%(税抜き)
受託会社 年0.03%(税抜き)
- ② 投資対象とする投資信託
年0.682%(税抜き0.62%)程度
- ③ 実質的な負担(①と②の合計)
ファンドの純資産総額に対して年1.815%(税抜き1.65%)程度

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として1月25日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「MFS米国中型成長株式ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

MFS米国中型成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

- ① 以下に当たる場合には、購入・解約の申込みを受け付けません。
 - ・ニューヨークの取引所の休業日
- ② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

株式会社SMBC信託銀行

(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

- ① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
- ④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
- ⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ⑥ 中型株投資に関する留意点

ファンドは、中型株に着目して投資するファンドであり、株式市場全体の値動きと比較して、相対的に値動きが大きくなる場合があります。また、中型株の値動きが株式市場全体の値動きと異なる場合、ファンドの基準価額の値動きは、株式市場全体の値動きと異なる場合があります。
- ⑦ 解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「MFS米国中型成長株式ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

フィデリティ・欧州株・ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ・英国および欧州大陸の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。
- ・個別企業分析により、優良企業を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。
- ・個別企業分析にあたっては、欧州および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ・株式組入率は原則として高位を維持します。
- ・原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- ・ファミリーファンド方式により運用を行ないます。

※資金動向・市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

2.主要投資対象

フィデリティ・欧州株・マザーファンド受益証券
(ファンドは、フィデリティ・欧州株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。)

3.主な投資制限

株式への実質投資割合: 制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合: 制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限: 信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

4.ベンチマーク

MSCI ヨーロッパ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)

5.信託設定日

1998年4月1日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。

8.決算日

毎年11月30日
(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.65%(税抜1.50%)
内訳: 委託会社0.77%(税抜0.70%)、受託会社0.11%(税抜0.10%)、販売会社0.77%(税抜0.70%)

10.信託報酬以外のコスト

組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等
ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前の料率、上限額等を表示できません。
法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等:
ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。
※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として11月30日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各取引所の全てが休業する日においては、お申込みの受付は行ないません。取引所における取引の停止その他やむを得ない事情等があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・欧州株・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、フィデリティ投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の業績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。■MSCIヨーロッパ・インデックスとは、MSCI Inc.の算出する、欧州の株式市場の動きを示す指数です。■MSCIヨーロッパ・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

フィデリティ・欧州株・ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は投資者保護基金等には加入していません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

フィデリティ投信株式会社(信託財産の運用指図等を行いません。)

(運用の外部委託先)

FILインベストメンツ・インターナショナル(所在地：英国)

(委託会社よりファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けてマザーファンドの運用の指図を行いません。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行いません。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

＜主な変動要因＞

価格変動リスク：

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

為替変動リスク：

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

エマージング市場に関わるリスク：

エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

クーリング・オフ：

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

流動性リスク：

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当でする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

デリバティブ(派生商品)に関する留意点：

ファンドは、ヘッジ目的の場合等に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

ベンチマークに関する留意点：

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

分配金に関する留意点：

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部戻りに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・欧州株・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、フィデリティ投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。■MSCIヨーロッパ・インデックスとは、MSCI Inc.の算出するもので、欧州の株式市場の動きを示す指数です。■MSCIヨーロッパ・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

eMAXIS Slim 新興国株式インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

【ファンドの目的】

新興国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

【ファンドの特色】

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)

とします。ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

2. 主要投資対象

運用は主に「新興国株式インデックスマザーファンド」への投資を通じて、新興国の株式等へ実質的に投資を行います。

3. 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・その他の投資制限もあります。

4. ベンチマーク

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

5. 信託設定日

2017年7月31日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8. 決算日

毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

信託財産の純資産総額×年率**0.15180%**(**税抜年率0.1380%**)以内
信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込年率)	配分(税抜年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
2,500億円未満の部分	0.15180%	0.1380%	0.0590%	0.0590%	0.02%
2,500億円以上5,000億円未満の部分	0.15169%	0.1379%	0.0589%	0.0590%	0.02%
5,000億円以上の部分	0.15158%	0.1378%	0.0588%	0.0590%	0.02%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

10. 信託報酬以外のコスト

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11. 購入単位

1円以上1円単位

12. 購入価額

ご購入約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS Slim 新興国株式インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

13. 購入時手数料

ありません。

14. 換金価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。収益分配金は、原則として再投資されます。

17. お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
- ・香港取引所、香港の銀行の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付した購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

(注) 基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

② 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤ カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。(次ページに続きます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS Slim 新興国株式インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、新興国特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響等の要因により乖離が生じることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

DCニュー・チャイナ・ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① ニュー・チャイナ・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に中国国内で事業展開している企業の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。
- ② エクセレント・カンパニーに厳選して投資します。中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的な運用視点に基づき、各業種毎に競争力の強いエクセレント・カンパニーに厳選して投資します。
- ③ 新規公開企業にも選別投資します。中国を代表する企業の新規公開にも着目し、選別投資することにより、より高い収益確保を狙います。
- ④ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 実質的な運用はスミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドが行います。
※株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
※中国の取引所に上場している株式の値動きに連動する証券を組み入れることがあります。
※資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。景気のダウンサイドリスクやカントリーリスクに対しては、株式組入比率による調整に加え、株価指数先物などを利用することもあります。

2.主要投資対象

ニュー・チャイナ・マザーファンド

3.主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2008年3月7日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年10月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.87%(税抜き1.7%)
内訳:委託会社 年1.1%(税抜き)
販売会社 年0.5%(税抜き)
受託会社 年0.1%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として10月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「DCニュー・チャイナ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCニュー・チャイナ・ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

- ① 香港の取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
- ② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

- ① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ② 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 為替変動リスク
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
- ④ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。
- ⑤ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「DCニュー・チャイナ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCニュー・チャイナ・ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑥ 中国証券市場に関する制度的な留意点

- 人民元建の株式(上海A株、深センA株)への投資について、QFII(適格国外機関投資家)制度上の制約を受けます。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。このような場合、換金に伴う支払資金の不足が予想されるため、換金の申込みの受付けを中止することや、既に受け付けた換金の申込みを取り消ささせていただくことがあります。
- 上海・香港および深セン・香港株式相互取引制度においては、QFII制度と異なり、中国当局の認可が不要ですが、上海および深セン証券取引所に上場するA株のうち、取引可能な銘柄が一部の銘柄に限定されています。また、取引通貨はオフショア人民元となり、中国本土内外の人民元為替取引は完全には自由化されていないため、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。
- 中国国内の株式配当金および利息から得るインカム・ゲインについては10%の企業所得税が課されています。株式等の譲渡から得るキャピタル・ゲインについては、2014年11月17日以降、当面課税が免除される旨、中国国家税務総局および中国証券監督管理委員会より公表されています。将来的に上記の税金が課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。
- 中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。中国国内における課税の取扱いについては今後変更となる可能性があります。
- 中国政府当局により、委託会社がQFIIの認可を取り消された場合、人民元建の株式(上海A株、深センA株)への投資は株式相互取引を利用して行います。

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「DCニュー・チャイナ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SBI・UTIインドファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ①主として、インドの金融商品取引所に上場している株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざします。
- ②実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

2.主要投資対象

モーリシャス籍の円建て外国投資信託「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A (以下「投資先ファンド」といいます)。
(当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。)

3.主な投資制限

- ①投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2006年12月27日(水)

6.信託期間

無期限とします。

7.償還条項

次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

8.決算日

原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。

9.信託報酬

当ファンドの純資産総額に対して 年1.254%(税抜き 1.14%)
の運用管理費用(信託報酬)

内訳:委託会社年0.429%(税抜き 0.39%)、
販売会社年0.770%(税抜き 0.70%)、
受託会社年0.055%(税抜き 0.05%)

投資先ファンドの運用管理費用 年0.60%
実質的な負担・年率 1.854%程度(税込)

10.信託報酬以外のコスト

当ファンド
・財務諸表監査に関する費用 年額682,000円(税込)
・信託事務の処理に関する諸費用等 ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。

投資先ファンド
・組入有価証券等の売買の際に発生する取引手数料 証券の売買の際に発生する取引手数料です。
・監査報酬 投資先ファンドの監査に関する手数料です。

11.お申込単位

販売会社が定める単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価格に0.3%を乗じて得た額

16.収益分配

年1回の決算時(原則として12月10日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。

- ・モーリシャスの銀行休業日
- ・ボンベイ証券取引所の休業日
- ・ナショナル証券取引所の休業日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益証券の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI・UTIインドファンド」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SBI・UTIインドファンド

投資信託協会分類：追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

SBIアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 株価変動リスク

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起こりやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

5. その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、受付を中止することやあるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI・UTIインドファンド」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建て資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・国内債券インデックス年金ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンドへの投資を通じて、日本の公社債に投資します。
- ② NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指します。

2.主要投資対象

国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド

3.主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。

4.ベンチマーク

NOMURA-BPI(総合)

5.信託設定日

2019年6月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.132%(税抜き0.12%)
 内訳：委託会社 年0.055%(税抜き)
 販売会社 年0.055%(税抜き)
 受託会社 年0.01%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として6月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・国内債券インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・国内債券インデックス年金ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

① 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・ 有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・ 追加設定・一部解約により組入る有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・ インデックス構成銘柄と組入る有価証券との誤差が影響すること

⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑥ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・国内債券インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 外国債券パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、外国の公社債等に投資します。
- ② FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

外国債券パッシブ・マザーファンド

3.主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

5.信託設定日

2019年6月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年12月17日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.154%(税抜き0.14%)
 内訳: 委託会社 年0.06%(税抜き)
 販売会社 年0.06%(税抜き)
 受託会社 年0.02%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として12月17日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

- ⑥ 対象インデックスの動きと連動しない要因
 ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。
- ・ 有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
 - ・ 追加設定・一部解約により組入る有価証券の売買のタイミング差が生じること
 - ・ インデックス構成銘柄と組入る有価証券との誤差が影響すること
- ⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点
 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ⑧ 換金制限等に関する留意点
 ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属しません。

野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ・新興国の公社債を実質的な主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

2.主要投資対象

新興国の公社債を実質的な主要投資対象^{*}とします。
^{*}「実質的な主要投資対象」とは、「新興国債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

4.ベンチマーク

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)

◆JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

◆JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスは、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング諸国が発行する米ドル建のプレディ債、ローン、ユーロ債券を対象としたインデックスです。

5.信託設定日

2008年7月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

原則、毎年5月10日(ただし、5月10日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.275%(税抜年0.25%)の率を乗じて得た額
 内訳(税抜):委託会社 年 0.115%、受託会社 年 0.02%、
 販売会社 年0.115%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。(原則再投資)委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。

ニューヨーク証券取引所/ニューヨークの銀行金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

●金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 不動産投信 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- ① リート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、日本の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資します。
- ② 東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指します。

2. 主要投資対象

リート・インデックス・マザーファンド

3. 主な投資制限

- ① 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。

4. ベンチマーク

東証REIT指数(配当込み)

5. 信託設定日

2020年9月23日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が5億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年0.187%(税抜き0.17%)
 内訳: 委託会社 年0.075%(税抜き)
 販売会社 年0.075%(税抜き)
 受託会社 年0.02%(税抜き)

10. 信託報酬以外のコスト

- ① ファンドが組み入れるリートの資産から運用報酬、投資資産の取引費用等が支払われます。
- ② ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回(原則として2月25日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 不動産投信 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注: 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

① 不動産投資信託(リート)に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入る有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入る有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑥ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属しません。

三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 外国リート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資します。
- ② S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

2.主要投資対象

外国リート・インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

- ① 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

5.信託設定日

2020年9月23日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が5億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.22%(税抜き0.20%)
内訳: 委託会社 年0.09%(税抜き)
販売会社 年0.09%(税抜き)
受託会社 年0.02%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

- ① ファンドが組み入れるリートの資産から運用報酬、投資資産の取引費用等が支払われます。
- ② ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として2月25日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

- ① ニューヨーク、オーストラリアの取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
- ② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 不動産投信 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注: 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の主な変動要因等

① 不動産投資信託(リート)に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けません。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

- ⑥ 対象インデックスの動きと連動しない要因
 ファンドは、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。
- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
 - ・追加設定・一部解約により組入る有価証券の売買のタイミング差が生じること
 - ・インデックス構成銘柄と組入る有価証券との誤差が影響すること
 - ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

- ⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点
 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- ⑧ 換金制限等に関する留意点
 ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属しません。

SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / その他資産(商品) / インデックス型

ESG分類

ESG投信ではありません

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

■ファンドの目的

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

①金現物に投資する上場投資信託証券(以下「投資対象上場投資信託証券」)*を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

*「投資対象上場投資信託証券」とは、次のものをいいます。

iShares Gold Trust

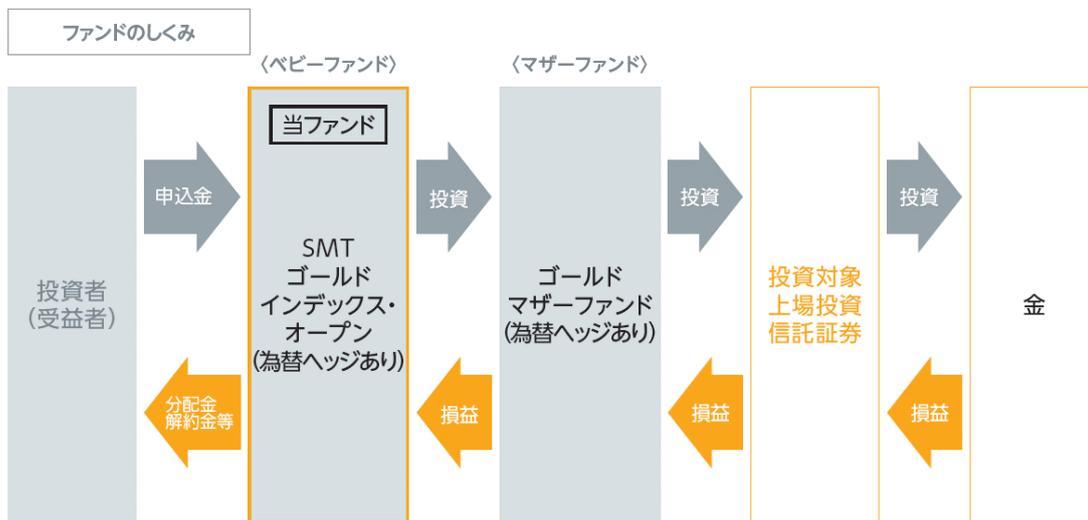
SPDR Gold Shares

上記は、2024年11月29日現在のものであり、当ファンドの商品性及び運用上の効率性等を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

・原則として、為替ヘッジを行います。

②LBMA金価格(円ヘッジベース)(以下「ベンチマーク*」)に連動する投資成果を目指します。

*2024年11月29日現在のものであり、主要投資対象とする投資対象上場投資信託証券が参照するベンチマークが変更された場合、ファンドのベンチマークも変更となる場合があります。



<マザーファンドの概要>

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
ゴールドマザーファンド (為替ヘッジあり)	金現物に投資する上場投資信託証券	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。また組入外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行います。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / その他資産(商品) / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

マザーファンドの投資プロセス



※マザーファンドにおいて、為替ヘッジを行います。
※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

- 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 「SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / その他資産(商品) / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)

3. 主な投資制限

- ・株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

LBMA金価格(円ヘッジベース)

5. 信託設定日

2017年11月28日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

8. 決算日

毎年5月、11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

- 純資産総額に対して年率0.275%(税抜0.25%)を乗じて得た額
- 内訳
委託会社 年率0.11%(税抜0.1%)
販売会社 年率0.132%(税抜0.12%)
受託会社 年率0.033%(税抜0.03%)

- マザーファンドが投資対象とする上場投資信託証券
純資産総額に対して年率0.25%~0.4%程度
*2024年11月29日現在。投資する銘柄・比率などは固定されておらず、実際の組入状況等により、今後変更となる場合があります。

●実質的な負担

純資産総額に対して年率0.525%~0.675%程度
(税抜0.5%~0.65%程度)

*マザーファンドを通じて投資する投資対象上場投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値です(2024年11月29日現在)。ただし、この値は目安であり、投資対象上場投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動します。

10. 信託報酬以外のコスト

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。この他、実質的に投資対象とする投資信託証券においては、当該投資信託証券の信託報酬とは別に、投資信託財産に関する租税や、投資信託の運営・運用等に要する諸費用が発生します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

- 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 「SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / その他資産(商品) / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17. 申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構及び保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

■金の価格変動リスク

金の価格は、需給関係や為替、金利変動等の様々な要因により大きく変動します。需給関係は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、政府の規制・介入、投機資金の動向等の影響を大きく受けます。金の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■為替変動リスク

外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

■流動性リスク

上場投資信託証券を購入又は売却しようとする場合、市場の急変、取引規制等の理由から流動性が低下し、市場の実勢から期待できる価格と大きく乖離した水準で取引が行われることがあります。

また、ファンドが特定の上場投資信託証券に集中的に投資する場合、上場投資信託証券の上場廃止が行われ、又は上場廃止の恐れが見込まれることなどにより、市場での購入又は売却が困難もしくは不可能になることがあります。この結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

■信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / その他資産(商品) / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

《その他の留意点》

●ファンドは、LBMA金価格(円ヘッジベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

●ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

●確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

※LBMA金価格とは、正式名称はLBMA Gold Price PMといい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)によってロンドン時間の午後に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格(米ドル建て)を指します。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。「円ヘッジベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して当社が独自に算出した指数です。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、LBMA金価格及びLBMA金価格が示す、あらゆる特定の日、特定の時点における数値により生じた結果について、明示的又は暗示的に、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、当ファンドに関する商品性や特定目的への適合性について、明示的又は暗示的に、何ら保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「SMT ゴールドインデックス・オープン(為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年)

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

3. 預入期間

10年(満期日は預入日の10年後の応当日です。)

4. 商品提供金融機関

株式会社三井住友銀行

5. 約定利率の決定方法

約定利率は、市場金利の動向等に応じて毎日決定します。

6. 適用金利

預入時の約定利率を満期日まで適用します。(固定金利)

7. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元金に組み入れて前回と同一期間の確定拠出年金定期預金に自動継続します。中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日数計算をもとに、6ヵ月複利の方法で利息を計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元金に組み入れて前回と同一期間の確定拠出年金定期預金に自動継続します。自動継続後の適用金利は、満期時点の確定拠出年金定期預金金利となります。

なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

11. 中途解約の取り扱い

満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間の長さに応じて、次の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)を適用します。

A	6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6ヵ月以上2年6ヵ月未満	約定利率×10%
C	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

ただし、BからJまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

- ①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。
- ②一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および預入時の約定利率によって計算し、かつ自動継続の取り扱いとなります。

13. お申し込み単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持ち分の計算方法

本商品の加入者毎の持ち分についての計算は元金によるものとします。

なお加入者の個人別持ち分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。
 ■当資料は株式会社三井住友銀行が信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社で作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

運用商品選定理由説明書

確定拠出年金法および関連法令、個人型年金規約に定めるところにより、運営管理機関として運用商品を選定しご提示いたします。

< 1. 運用商品の全体構成 >

- ・確定拠出年金制度の目的である国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを踏まえた運用商品群とした。
- ・加入者等が運用指図を行っていない場合、規約に従って自動的に購入される指定運用方法が設定されている。（運用商品一覧に「指定商品」と表示）
- ・指定運用方法は、運用環境等によって損失を被る可能性があるものの、長期的にはリスクを抑えながら、安定的な収益の獲得が期待できると見込まれる商品を選定した。
- ・元本確保型商品は、安定性を重視するニーズに応えるため、預金を選定した。
- ・投資信託は、伝統的資産（国内株式・国内債券・外国株式・外国債券）、複数の資産を組み込んだバランス型、および伝統的資産とは異なる資産を投資対象とするその他の投資信託からなる商品群とした。
- ・国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、その他の投資信託にはベンチマークに連動した投資成果を目指すインデックス運用の商品を、積極的な運用ニーズに応えるため、国内株式、外国株式、バランス型にはアクティブ運用の商品を選定した。
- ・加入者等が基本的な教育で十分理解できるわかりやすい商品群に、やや高度な金融商品の知識が必要な商品が含まれている。

< 2. 個別運用商品の選定理由 >

No	運用商品名	選定理由
1	ひとくふう ターゲット・デート・ファンド 2035	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、2035年に安定運用に移行するバランス型投資信託商品として選定した。
2	ひとくふう ターゲット・デート・ファンド 2045	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、2045年に安定運用に移行するバランス型投資信託商品として選定した。
3	ひとくふう ターゲット・デート・ファンド 2055	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、2055年に安定運用に移行するバランス型投資信託商品として選定した。
4	ひとくふう ターゲット・デート・ファンド 2065	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、2065年に安定運用に移行するバランス型投資信託商品として選定した。
5	THEOベスト・ バランス・ファンド	運用会社であるお金のデザインは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。THEOベスト・バランス・ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。
6	SMBC・ DCインデックスファンド (日経225)	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。SMBC・DCインデックスファンド(日経225)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
7	三井住友DS・ 国内株式インデックス 年金ファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
8	ひふみ年金	運用会社であるレオス・キャピタルワークスは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ひふみ年金は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
9	大和住銀DC国内株式ファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。大和住銀DC国内株式ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
10	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>	運用会社であるSBIアセットマネジメントは長年の投資信託の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。

弊行が選定した運用商品ラインナップの中には、三井住友フィナンシャルグループの各社（※）が商品販売会社又は運用会社となる運用商品が含まれている場合がございます。

（※）例えば、三井住友銀行、SMBC日興証券、三井住友DSアセットマネジメント。

No	運用商品名	選定理由
11	SMB C・ D Cインデックスファンド (M S C I コクサイ)	運用会社である三井住友D Sアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。SMB C・D Cインデックスファンド(M S C I コクサイ)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
12	ひふみワールド年金	運用会社であるレオス・キャピタルワークスは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ひふみワールド年金は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
13	大和住銀D C海外株式 アクティブファンド	運用会社である三井住友D Sアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。大和住銀D C海外株式アクティブファンドは、米国において豊富な実績を有するT・ロウ・プライス社にマザーファンドの運用指図権限を委託しており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
14	アライアンス・バーンスタイン・ グローバル・グロース・ オポチュニティーズ (年金つみたて向け)	運用会社であるアライアンス・バーンスタインは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ(年金つみたて向け)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
15	SMB C・ D Cインデックスファンド (S & P 5 0 0)	運用会社である三井住友D Sアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。SMB C・D Cインデックスファンド(S & P 5 0 0)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
16	i F r e e N Yダウ・ インデックス	運用会社である大和アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。i F r e e N Yダウ・インデックスは一貫した方針に沿って運用されており運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
17	i F r e e N E X T N A S D A Q 1 0 0インデックス	運用会社である大和アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。i F r e e N E X T N A S D A Q 1 0 0インデックスは一貫した方針に沿って運用されており運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
18	M F S 米国中型成長株式ファンド (為替ヘッジなし)	運用会社である三井住友D Sアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。M F S 米国中型成長株式ファンド(為替ヘッジなし)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。
19	フィデリティ・欧州株・ファンド	運用会社であるフィデリティ投信は長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。フィデリティ・欧州株・ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
20	e M A X I S S l i m 新興国株式インデックス	運用会社である三菱U F Jアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。e M A X I S S l i m 新興国株式インデックスは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
21	D Cニュー・チャイナ・ファンド	運用会社である三井住友D Sアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題がない。D Cニュー・チャイナ・ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
22	S B I・U T Iインドファンド	運用会社であるS B Iアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。S B I・U T Iインドファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
23	三井住友D S・ 国内債券インデックス 年金ファンド	運用会社である三井住友D Sアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友D S・国内債券インデックス年金ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内債券型投資信託商品として選定した。
24	三井住友D S・ 外国債券インデックス 年金ファンド	運用会社である三井住友D Sアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友D S・外国債券インデックス年金ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国債券型投資信託商品として選定した。
25	野村新興国債券 インデックスファンド (確定拠出年金向け)	運用会社である野村アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)は一貫した方針に沿って運用されており運用の継続性が十分確保されている。従って、外国債券型投資信託商品として選定した。

No	運用商品名	選定理由
26	三井住友DS・国内リート インデックス年金ファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題がない。三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、その他の投資信託商品として選定した。
27	三井住友DS・外国リート インデックス年金ファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題がない。三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、その他の投資信託商品として選定した。
28	SMTゴールドインデックス・ オープン（為替ヘッジあり）	運用会社である三井住友トラスト・アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。SMT ゴールドインデックス・オープン（為替ヘッジあり）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、その他投資信託商品として選定した。
29	三井住友銀行確定拠出年金 定期預金（10年）	商品提供会社である三井住友銀行は財務状況も問題なく、定期預金の運用実績も十分である。又この三井住友銀行確定拠出年金定期預金（10年）は従来の定期預金をベースにして設計されており、長期に安定した運用が期待できる運用商品である。従って、法令上の元本確保型商品として選定した。

運用商品カテゴリー 一覧表

弊行では、皆さまが運用商品の選択をされる際の目安となるよう、各運用商品を独自のカテゴリーに分類して表示しております。
 なお、投資信託につきましては投資信託協会の分類とは異なりますのでご注意ください。

商品区分		運用商品カテゴリー	定義（留意事項）
(法令上の) 元本確保型商品	元本保証型	預金	満期時の元本と利息を保証する預金商品 中途解約時においても元本が保証されている安全性の高い商品
	非元本保証型 (元本保証型のものもあります)	利率保証型積立生命保険	満期時の元本と利息を保証する生命保険商品 中途解約時には元本割れするリスクがあることに注意
		積立傷害保険	満期時の元本と利息を保証する損害保険商品 中途解約時には元本割れするリスクがあることに注意
投資信託	非元本保証型	国内株式型投資信託	国内株式を主な投資対象とする投資信託
		国内債券型投資信託	国内債券を主な投資対象とする投資信託
		外国株式型投資信託	外国株式を主な投資対象とする投資信託
		外国債券型投資信託	外国債券を主な投資対象とする投資信託
		バランス型投信 (ライフサイクル型投信)	株式・債券など複数の資産を投資対象とする投資信託
		バランス型投信	
		その他投資信託	主に、株式、債券以外を投資対象とする投資信託

(補足) 元本保証型とは中途解約の際にも元本が保証されるものであり、非元本確保型とは中途解約の際に元本割れするリスクがあるものとしております。

(注) 本表は弊行の運用商品のカテゴリー全体を一覧にしたもので、ご加入されるプランによっては該当商品のないカテゴリーもあります。